

ふじみ野市と一般社団法人あいらんどとの
医療的ケア児等の支援に関する連携協定

令和7年9月4日

(目的)

第1条 ふじみ野市(以下「甲」という。)と一般社団法人あいらんど(以下「乙」という。)は、医療的ケア児等への地域支援の体制について、相互の資源を協働的な活動により有効に活用し、支援体制の安定を図ることを目的とした連携協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(連携事項)

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し、協力する。

- (1) 医療的ケア児等の生活支援に関すること。
- (2) 医療的ケア児等の災害時支援に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、医療的ケア児等の支援に係る知識等の普及啓発に関すること。

2 甲及び乙は、前項に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲及び乙の合意の上、決定する。

(協定内容の変更)

第3条 甲及び乙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに甲及び乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく事業実施において知り得た秘密事項を、本協定の有効期間又は有効期間満了後を問わず、第三者に開示又は漏洩せず、また本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(疑義等の決定)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙の協議の上、これを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自その1通を保有する。

埼玉県ふじみ野市福岡一丁目1番1号

甲 ふじみ野市
ふじみ野市長

高畑 博

埼玉県ふじみ野市亀久保1254番地15

乙 一般社団法人あいらんど
代表理事

田賀 裕幸